

横田飛行場周辺における告示後住宅防音事業の対象拡大について（お知らせ）

- **横田飛行場周辺**における**告示後住宅防音事業**について**対象住宅の範囲を拡大**します。

区分	対象となる区域	対象となる住宅
従来	平成17年10月の区域見直しによって指定した85W以上の区域	昭和59年4月1日から平成6年3月31日までに建築された住宅
拡大後		昭和59年4月1日から 平成17年10月20日 までに建築された住宅

※ 対象となる区域を示した縦覧図は横田防衛事務所で閲覧できます。また、末尾の問い合わせ先までご連絡ください。

- 今回新たに対象となった住宅については、**住宅防音工事希望届の受付を令和3年7月12日から開始**します。なお、提出に当たっては、対象となる住宅であるか否か、お手持ちの登記事項証明書（登記簿謄本）や納税証明書等で確認されるようお願いいたします。
- 住宅防音工事希望届は、当局のホームページからダウンロードできます。
<https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhen/zyuubou2/kiboutodoke.xlsx>

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

北関東防衛局 企画部 住宅防音課 TEL：048-600-1821、1822

横田飛行場周辺の告示後住宅対象区域図

